

瑞穂町と日本郵便株式会社との包括連携協定

瑞穂町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、両者の発展に資するとともに、地域の活性化及び住民サービスの更なる向上を図るため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。なお、乙においては、羽村郵便局及び瑞穂町内に所在する郵便局（簡易郵便局を除く。）が連携事項を実施する。

- （1）地域の防災及び暮らしの安全・安心に関すること。
- （2）環境に関すること。
- （3）高齢者・障がい者支援に関すること。
- （4）子ども・青少年育成に関すること。
- （5）町の魅力及び町政情報の発信・PRに関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、地域の活性化及び住民サービス向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙のいずれかが、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、連携事項による協力の実施において、甲又は乙が、故意又は重大な過失によって、相手方又は第三者に損害を与えたときは、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わない場合は、有効期間が満了する日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

附 則

本協定の締結により、平成29年3月24日付け「地域における協力に関する協定」は、廃止するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年9月30日

甲 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町
瑞穂町長 杉浦 裕之



乙 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目3番地2
日本郵便株式会社
羽村郵便局長 村垣 隆司



東京都西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目54番地5
日本郵便株式会社
瑞穂むさし野郵便局長 並木 芳昭

